

# 令和8年度 ものづくり中小企業魅力体験受入支援事業 【事業のご案内】

総合支援部 企業人財支援課  
ものづくり中小企業魅力体験受入支援事業担当

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9

東京都産業労働局秋葉原庁舎 2階

TEL : 03-3251-7905 (受付時間 9:00~17:00)



## 【目次】

1 本事業の目的 .....	1
2 本事業の概要 .....	1
3 申請要件 .....	2
4 申請 .....	5
5 支給決定 .....	6
6 支給日 .....	6
7 支給決定の取消し及び奨励金の返還 .....	6
補足 よくあるご質問 .....	8

## 1 本事業の目的

都内の工業系高校・高等専門学校生徒・学生が企業で実践的な技術・技能を学習するため、中小企業魅力体験（インターンシップ）として受入れていただいた都内ものづくり中小企業を支援することを目的としています。

本事業は、公社支援対象の都内高校等のインターンシップを受入れたものづくり中小企業（※）に対して奨励金を支給します。

※東京都内に事業活動拠点を有する中小企業

## 2 本事業の概要

インターンシップを受入れた中小企業に対して、1日1名あたり8,000円を支給

例：A企業で3日間2名の学生が実習を行った場合

$$8,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 日間} \times 2 \text{ 名} = 48,000 \text{ 円}$$

(1) 支援対象企業（以下1,2に該当する者） [P.2「3 申請要件」](#)

1. 中小企業者であること
2. ものづくりを行っていること

(2) 奨励金支給対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 申請期間

原則、インターンシップ実施後、2週間以内

ただし年度末については、令和9年3月31日必着

(4) 奨励金限度額

1名あたり1回のインターンシップで、20日間を上限

$$(8,000 \text{ 円} \times 20 \text{ 日間} = 160,000 \text{ 円})$$

(5) その他

**オンライン**によるインターンシップ受入日については、支給対象日数に算定しません。

定時制を除く**5時間以内**のインターンシップ実施は、奨励金支給対象外です。

生徒・学生が欠席等の場合、当該日は、**奨励金支給対象外**です。

(6) インターンシップ専門相談員（魅力体験コーディネータ）の派遣

工科高等学校長等の経験を持つインターンシップ専門相談員（魅力体験コーディネータ）が、企業のインターンシップの受入れに係る相談に応じ、助言を行います。

ただし、インターンシップの**斡旋は行っておりません**ので、ご了承ください。

### 3 申請要件

申請にあたっては、次の（１）～（５）の全ての要件を満たす必要があります。

（１）インターンシップ実施対象校の生徒・学生のインターンシップを受入れていること  
都内の工業系高等学校、高等専門学校（高専）の生徒・学生です。

※中学生や大学生は対象になりません。

#### 支援対象となるインターンシップ実施対象校

	学校名	住所
都立高校	東京都立足立工科高等学校	〒123-0841 東京都足立区西新井 4-30-1
	東京都立荒川工科高等学校（全日制）	〒116-0003 東京都荒川区南千住 6-42-1
	東京都立荒川工科高等学校（定時制）	〒116-0003 東京都荒川区南千住 6-42-1
	東京都立王子総合高等学校	〒114-0023 東京都北区滝野川 3-54-7
	東京都立葛西工科高等学校	〒132-0024 東京都江戸川区一之江 7-68-1
	東京都立北豊島工科高等学校（全日制）	〒174-0062 東京都板橋区富士見町 28-1
	東京都立北豊島工科高等学校（定時制）	〒174-0062 東京都板橋区富士見町 28-1
	東京都立蔵前工科高等学校（全日制）	〒111-0051 東京都台東区蔵前 1-3-57
	東京都立蔵前工科高等学校（定時制）	〒111-0051 東京都台東区蔵前 1-3-57
	東京都立工芸高等学校（全日制）	〒113-0033 東京都文京区本郷 1-3-9
	東京都立工芸高等学校（定時制）	〒113-0033 東京都文京区本郷 1-3-9
	東京都立小金井工科高等学校（定時制）	〒184-0004 東京都小金井市本町 6-8-9
	東京都立墨田工科高等学校（全日制）	〒135-0004 東京都江東区森下 5-1-7
	東京都立墨田工科高等学校（定時制）	〒135-0004 東京都江東区森下 5-1-7
	東京都立総合工科高等学校	〒157-0066 東京都世田谷区成城 9-25-1
	東京都立橋高等学校（全日制）	〒131-0043 東京都墨田区立花 4-29-7
	東京都立橋高等学校（定時制）	〒131-0043 東京都墨田区立花 4-29-7
	東京都立田無工科高等学校	〒188-0013 東京都西東京市向台町 1-9-1
	東京都立多摩工科高等学校	〒197-0003 東京都福生市熊川 215
	東京都立中野工科高等学校（全日制）	〒165-0027 東京都中野区野方 3-5-5
	東京都立中野工科高等学校（定時制）	〒165-0027 東京都中野区野方 3-5-5
	東京都立練馬工科高等学校	〒179-8909 東京都練馬区早宮 2-9-18
	東京都立八王子桑志高等学校	〒193-0835 東京都八王子市千人町 4-8-1
	東京都立府中工科高等学校	〒183-0005 東京都府中市若松町 2-19
	東京都立本所工科高等学校（定時制）	〒125-0035 東京都葛飾区南水元 4-21-1
	東京都立町田工科高等学校	〒194-0035 東京都町田市忠生 1-20-2
東京都立六郷工科高等学校	〒144-8506 東京都大田区東六郷 2-18-2	

私立 高校	岩倉高等学校（学校法人明昭学園）	〒110-0005 東京都台東区上野 7-8-8
	大森学園高等学校（学校法人大森学園）	〒143-0015 東京都大田区大森西 3-2-12
	昭和鉄道高等学校（学校法人豊昭学園）	〒170-0011 東京都豊島区池袋本町 2-10-1
	東京実業高等学校（学校法人上野塾）	〒144-0051 東京都大田区西蒲田 8-18-1
高等 専門 学校	東京都立産業技術高等専門学校 荒川キャンパス	〒116-8523 東京都荒川区南千住 8-17-1
	東京都立産業技術高等専門学校 品川キャンパス	〒140-0011 東京都品川区東大井 1-10-40
	国立東京工業高等専門学校	〒193-0997 東京都八王子市梶田町 1220-2
	サレジオ工業高等専門学校 （学校法人育英学院）	〒194-0215 東京都町田市小山ヶ丘 4-6-8

※都立・私立高校は、50音順で記載しています。

※上記学校においても、普通科は本事業の**支援対象外**となります。

## （2）中小企業者であること

中小企業者とは、中小企業基本法（第2条第1項）及び中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）第1条に規定する東京都内に主たる事業所を有する中小企業。

「中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）」に基づく組合又は「中小企業団体の組織に関する法律」第3条に基づく中小企業団体で、構成員の半数以上が東京都内に主たる事業所を有する中小企業（※製造業の場合、資本金3億円以下または従業員300人以下）。

業種	資本金及び従業員
製造業、建設業、運輸業	3億円以下又は300人以下
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ製造業及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下又は900人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下又は100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下又は300人以下

※その他の業種（卸売業・小売業）については、対象校の学科によって対象となる場合もあります。

（3）インターンシップの受入を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県に存在する事業活動拠点（※）で実施しており、かつ、東京都内に事業活動拠点を有していること

※支社、支店、工場、営業所、事務所など

#### (4) ものづくりを行っている(※) こと

※日本標準産業分類（令和5年7月改定）で建設業、製造業、情報通信業（ソフトウェア業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業のみ）、運輸業（貨物のみ）、デザイン業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、自動車整備業、機械等修理業に該当するもの。

対象業種（注1）		
大分類	中分類	小分類
D 建設業		
E 製造業		
G 情報通信業	39 情報サービス業	391 ソフトウェア業
	40 インターネット付随サービス業	401 インターネット付随サービス業
	41 映像・音声・文字情報制作業	411 映像情報制作・配給業 412 音声情報制作業 415 広告制作業
H 運輸業、郵便業（注2）	44 道路貨物運送業 45 水運業（注3）  46 航空運輸業（注3） 48 運輸に附帯するサービス	451 外航海運業（注3） 452 沿海海運業（注3） 453 内陸水運業（注3） 461 航空運送業（注3） 481 港湾運送業 484 こん包業
L 学術研究、専門・技術サービス業	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	726 デザイン業
	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	742 土木建築サービス業 743 機械設計業 744 商品・非破壊検査業
R サービス業 （他に分類されないもの）	89 自動車整備業	
	90 機械等修理業	

(注1) 日本標準産業分類（令和5年7月改定）に基づく

(注2) 郵便業は除く

(注3) 貨物の運送に限り該当

(注4) 産業高校及び工業系の総合学科を設置する総合高校は上記対象業種に加え、設置された学科に関連する業種（大分類I 卸売業、小売業）も対象

#### (5) みなし大企業(※) に該当しないこと

※以下 a~d のいずれかに該当するもの

- a. 大企業が単独で発行株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資している。
- b. 大企業が複数で発行株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している。

c. 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している（ただし、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれていないことが認められる場合を除く）。



d. その他大企業が実質的な経営に参画している。

例（1）大企業やその子会社等が過半数の議決権を保持する場合

（2）大企業やその子会社等が議決権について指示できる場合

## 4 申請

### （1）申請方法

<p>申請書の入手</p>	<p>公社ホームページからダウンロードして作成ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">       公社 ものづくり魅力体験  </div>  <p><a href="https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/internship/index.html">https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/internship/index.html</a></p>
<p>申請書提出</p>	<p>以下、どちらかの方法にて申請してください。</p> <p>1 以下の宛先へ郵送 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 1-9（秋葉原庁舎） 公益財団法人東京都中小企業振興公社 企業人財支援課 インターシップ担当者行</p> <p>2 国（デジタル庁）が運営する電子申請システム「Jグランツ」 上記事業ページよりJグランツの公社指定の申請フォームからアップロード してください。 <a href="https://www.jgrants-portal.go.jp/">https://www.jgrants-portal.go.jp/</a> Jグランツを利用するには、「GビズIDプライムアカウント」を取得する必要があります。 お時間には余裕をもってご準備ください。 ご不明点等は、「GビズIDヘルプデスク」にお問い合わせください。</p>

### （2）申請における留意事項

- ア 郵便、Jグランツ、持参以外の方法による提出はお受けできません。
- イ 申請書類の作成、提出等に係る経費は、申請者負担となります。
- ウ 申請書類の連絡担当者は、申請事業者の役員又は雇用関係にある従業員に限ります。  
※業務委託先、顧問契約者、経営コンサルタント等は不可
- エ Jグランツにアップロード可能な1ファイル当たりの容量は16MBです。
- オ 提出書類の控え及びバックアップを取って保管してください。
- カ 申請内容や提出資料に不備・不足等がある場合、不受理としてご返却する場合があります。
- キ 提出書類の不備や不足に対する修正資料の提出、又は公社が求める追加書類等の提出について、公社が示す期限を過ぎた場合や回答がない場合等には、審査不通過となる場合があります。
- ク 審査が進める上で、必要に応じて、追加資料の提出や説明等を求めることがあります。
- ケ 申請書類が全て揃い、内容に不備がないことを確認した時点で正式受付となります。
- コ 申請後、公社が求める修正事項以外の提出書類の加筆、修正等はできません。

## 5 支給決定

支給決定とは、申請内容について審査した結果、支給対象とすることを決定したものです。事業者へ「奨励金支給決定通知書」により通知します。審査の結果、申請の額を減額して決定したときは、その理由を「奨励金支給決定通知書」に記載いたします。

## 6 支給日

「奨励金支給決定通知書」を送付後（J グランツから申請をいただいた場合は、J グランツ上で、奨励金支給決定通知書を送付後）、概ね1か月以内に「受入奨励金申請書」に記載いただいたご指定の口座にお振り込みいたします。

※ 奨励金の支払いは、各学校からインターンシップの実施が公社で確認できた企業かつ、審査の上で支給対象となった企業に対し、奨励金支給決定通知書が公社より送付され、ご指定口座に奨励金が振り込まれます。

## 7 支給決定の取消し及び奨励金の返還

事業者が以下のいずれかに該当した場合は、「不支給決定通知書」により、支給決定の取り消しを行うことがあります。また、既に事業者に奨励金の支給がされている場合は、期限を定めて返還していただきます。

※ 本事項は、奨励金の額の確定があった後においても適用があるものとします。

※ 不正行為に対しては、刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

ア 支給決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。

イ 偽り、隠匿その他不正の手段により奨励金の支給を受けたとき又は受けようとしたとき。

ウ 都内において実質的に事業を行っている実態がないと認められるとき又はインターンシップの実施場所においてインターンシップの活動実態がないと認められるとき。

エ 申請要件に該当しない事実が判明したとき。

オ 申請日までの過去5年間又は申請日から奨励金を支払う日までの間に、法令に違反したとき。

カ 申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたとき。

キ 「東京都暴力団排除条例」（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であることが判明したとき。

ク 「風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき。

ケ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の支給先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいることが判明したとき。

＝申込者情報のお取り扱いについて＝

#### 1 利用目的

- (1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
  - (2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
- ※ 上記(2)を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

#### 2 第三者への提供

(原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。)

##### (1) 目的

- ア 当会社からの行政機関への事業報告
- イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等

##### (2) 項目

氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容

##### (3) 手段

電子データ、プリントアウトした用紙

※ 上記(1)目的のイを辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

#### 3 「手続サクサクプロジェクト」への参加のお願い

本申請等においてご提供いただいた法人情報等について、東京都によるデータ収集にご同意いただいた場合は、上記1及び2にかかわらず、今後、東京都及び東京都政策連携団体、東京都事業協力団体が行う各種補助金等の申請手続の際にデータ入力を省略可能とする取組に利用させていただきます。(手続サクサクプロジェクトの詳細は[こちら](#))

東京都によるデータ収集に関する同意につき、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いたします。

#### ◆ 個人情報について

当会社では、「個人情報保護指針」に基づき、個人情報を収集、管理及び利用いたします。

また、指針に定める利用目的以外には、原則として利用しません。

詳しくは下記のリンクから指針をご確認ください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>

## 補足 よくあるご質問

### 1 インターンシップはすべて対象になる？

都内の工業系高校・高等専門学校が行なうインターンシップ及びデュアルシステムが対象です。定時制課程を除く1日に満たない短時間（※）（5時間未満）のものや、オンラインによるインターンシップ実施、就業体験を伴わない工場見学、職場見学、企業説明会等は対象になりません。  
※遅刻・早退で5時間未満となった場合等

### 2 同じ学校から複数の生徒・学生を受入れた・複数の学校を受入れた場合は？

同じ学校から複数の生徒・学生を受入れた場合は、1日1名あたり8,000円の奨励金支給となります。複数の学校から同時に受入れを行う場合も、学校ごとに受入れた人数×8,000円の奨励金が支給されます。なお、申請は学校ごとに分けて申請をお願いいたします。

### 3 区市町村からも助成金を受給している場合は？

他の助成金、謝礼金、奨励金等との併給も可能です。（この奨励金を受給し、他の助成金等の受給に関しましては、各箇所にお問い合わせしてください。）

### 4 インターンシップ実施のモデルケースを教えてください。

参考までにモデルケースをお伝えいたします。

- (1) 受入対象：工業系高校及び高専の生徒・学生
- (2) 受入時期：学校と調整の上決定します
- (3) 実施期間：3日～20日程度（1日当たり概ね5時間以上）

日程	第1日目	第2日目～	最終日
午前	入社・出勤簿押印	入社・出勤簿押印	入社・出勤簿押印
	朝礼	朝礼	朝礼
	オリエンテーション	担当者打合せ	担当者打合せ
	担当者打合せ	就業	就業
	(昼食)休憩	(昼食)休憩	(昼食)休憩
午後	就業	就業	就業
	作業終了・作業日誌記入	作業終了・作業日誌記入	作業終了・作業日誌記入
	1日の反省	1日の反省	反省会・終了挨拶
	整理・退社	整理・退社	整理・退社